

## 機器等初期設定等作業明細

## 1 機器の設置

- (1) 別添 1 「機器等性能条件表」に示した機器を薬務衛生課内の所定の位置に搬入、組立・設置すること。
- (2) 別途、国が設置するネットワークに繋がるルータに接続すること。

## 2 ソフトウェアのインストール及び設定

別添 1 「機器等性能条件表」に示したソフトウェアを審査端末にインストールし必要な設定を行い、正常に起動することを確認すること。

## 3 ハードウェアの初期設定

インストール作業が完了した後、設定作業（セットアップ、機器調整、システム稼働に必要なネットワーク関連の設定等）を行うこと。

## 4 接続設定作業

「リモートデスクトップ機能」により、旧法システムを利用した業務稼働が行えるよう、接続設定作業を行うこと。（別添 3 システム構成 参照）。なお、接続のための設定情報については、契約締結後、愛媛県から提供するものとする。

## 5 バックアップ

Symantec System Recovery を使用し、USB-HDD に PC のハードディスク導入後状態のバックアップを取得すること。

## 6 稼働確認（試験）

機器等の設置及び初期設定の完了後に稼働試験を行い、県の立会の下、仕様書に定めた全ての機器等について正常に稼働することを確認すること。  
また、国と正常に通信できることを確認すること。

## 7 その他

- (1) 各機器の設定値、ログイン ID、パスワード等の情報をドキュメント化し、紙・CD-R を各 2 部ずつ納入すること。
- (2) 厚生労働省がホームページ (<http://www.fd-shinsei.go.jp/>) で無償配布している「医薬品等電子申請ソフト」の導入を行い、業務稼働するよう設定すること。